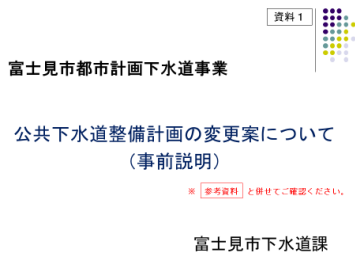


## 公共下水道整備計画の変更案について

本件につきましては、富士見市公共下水道整備計画の変更案についての事前説明であり、別途開催(日にち未定)の下水道事業審議会にてご審議いただきますので、よろしくお願いたします。

資料3について、下記を参考にいただければと思います。

### P1 公共下水道整備計画の変更案について (事前説明)



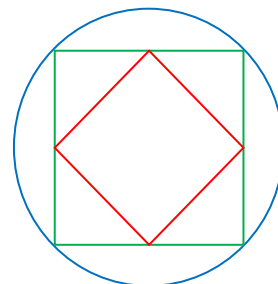
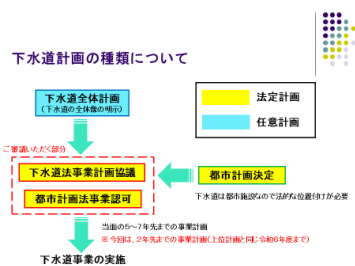
下水道は重要な都市施設ですので、その整備の際は、都市計画法や下水道法などの関係法令の規定に基づき進めていく必要があります。

また、計画の変更をする際には、市民の方々のご意見を反映したのものとして、国や県に協議し、許可を受ける必要があります。

そこで、市民の方々を代表して、下水道審議員の皆さまに、計画の変更案についてご説明の上、ご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

### P2 下水道計画の種類について

#### 各区域のイメージ図



- 全体計画区域
- 都市計画決定区域
- ◇ 事業計画・認可区域

はじめに、下水道計画の種類についてご説明しますが、下水道事業を実施するには、都市計画法や下水道法などの関係法令の規定に基づき、このフロー図のように、いくつかの手続きを経て進められます。

下水道の全体像を明示するために「○ 全体計画」を定め、都市施設として位置づけるために、「□ 都市計画決定」をしますが、その中で定める内容は、名称、排水区域、都市施設の種類、位置となっております。

当市の計画名称は、富士見都市計画下水道としており、都市計画区域は、全体計画区域の範囲内で決めていきます。

また、事業実施のためには、「□ 都市計画決定」後に下水道法「◇ 事業計画」を策定し、埼玉県知事との協議が必要となります。

この下水道法「◇ 事業計画」は、「□ 都市計画決定」区域の範囲内で計画していくこととされ、事業期間を概ね5年から7年以内で整備可能な区域について定めることが適当とされておりますが、今回の変更案は、上位計画である県の荒川右岸流域下水道と同じ令和6年度までの期間延伸としております。

都市計画事業として下水道事業を実施するためには、下水道法「◇ 事業計画」協議とともに都市計画法「◆ 事業認可」を受けなければなりません。

今回の変更案は、「□ 都市計画決定」、「◇ 事業計画」協議、「◆ 事業認可」、合わせて3つの法定計画の変更手続きが伴います。

### P3 下水道事業の主な動向について

#### 下水道事業の主な動向について

##### ◆ 事業年表

年月日	事業内容
昭和49年	基本計画決定 全体計画面積(55ha、面積4.07ha)
昭和49年10月31日	公共下水道事業 市街化調整区域(昭和49年)
昭和49年1月26日	特定地域保全公共下水道事業(市街化調整区域)
昭和49年4月1日	暫定処理センター稼働開始(土木五、四のの一)
昭和49年5月26日	富士見町第一排水区 公共下水道区域一部(昭和49年)
昭和49年4月1日	企業会計へ一部移管(国庫)
昭和49年5月1日	特定地域保全公共下水道区域一部(昭和49年)
平成5年1月1日	「私法」による公共下水道整備特別措置法施行
平成10年10月1日	下水道利用料の決定(9年度定率制7年)
平成22年3月25日	水戸・高崎地域の拡大、事業期間の延伸 →平成22年3月31日(55ha、面積52ha)
平成29年3月25日	山室地区・鶴の拡大、事業期間の延伸 →平成29年3月31日(55ha、面積57ha)
平成30年3月22日	特種地区の拡大、事業期間の延伸 →平成30年3月31日(55ha、面積57ha)
令和2年3月4日	事業期間の延伸 →令和2年3月31日

これまでの下水道事業の主だった動きを一覧表にしております。

### P4 整備状況について

#### 整備状況について

汚水事業については、昭和49年の事業着手から48年が経過し、この間、市街化区域及びこれに隣接する市街化調整区域を公共下水道事業とし、南畑・東大久保地域などの農村地域を特定環境保全公共下水道事業として整備を進め、令和2年度末の行政人口に対する普及率は、約98.6%に達している。

##### 令和2年度末の汚水整備状況

区域 (ha)	行政人口 (人)	区域面積			整備状況			接続状況	
		全体 (n/a)	計画 (n/a)	完成 (n/a)	整備 (A) (%)	普及率 (B) (%)	水洗化率 (A) (%)	水洗化率 (B) (%)	
1,800	112,284	1,500	1,211	1,222	1,067	100.0%	98.6%	99.1%	

昭和2年度末の雨水整備状況 事業認可75.0ha 整備面積74.0ha 整備率97.4%

令和2年度末時点の「汚水」整備状況になりますが、普及率（行政人口に対する整備人口の割合）が98.6%になっており、水洗化率（整備人口に対する下水道接続済み人口の割合）が、99.1%となっております。

また、「雨水」につきましては、認可面積575.3haに対し、整備面積が274.9haとなりますので、整備率は47.8%となっております。

※ここまでが富士見市の下水道事業の概要となります。

### P5 変更案の概要一覧について

#### 変更案の概要一覧について

変更となるもの	変更の概要	変更の理由
事業計画 【汚水】 【雨水】 区域の拡大	【汚水】 【雨水】 【汚水】 【雨水】 【雨水】	【汚水】 【雨水】 【汚水】 【雨水】 【雨水】
事業計画 【汚水】 【雨水】 事業計画期間の延伸	【汚水】 【雨水】 【雨水】	【汚水】 【雨水】 【雨水】

こちらがご審議いただきたい変更案の概要一覧となっております。

## P6 都市計画決定区域の変更について



こちらは都市計画審議会での審議案件となるものですが、本件に係わることから、資料に添付しております。

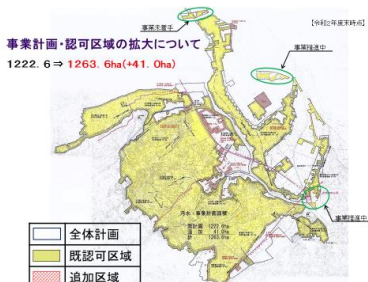
黒斜線部が既決定区域の約1311haであり、赤斜線部が追加(計40.9ha)、黄色着色部が削除(計26ha)となっており、合わせて14.9haの拡大となります。

追加につきましては、上南畑地区の産業団地開発計画区域と富士見市公共下水道区域外流入事務取扱要綱により流入許可され接続済みとなっている区域が主となっております。

削除につきましては、一点目が「○ 全体計画」区域外の「□ 都市計画決定」されている区域を削除するものと、二点目が資料右上の面積修正(4.8ha減)であり、区域はそのまま面積錯誤のための修正となります。

なお、一点目の補足としまして、過年度における全体計画の変更による区域削除が既都市計画決定区域を含んでいることから、変更後の全体計画と整合を図るため削除するものです。

## P7 事業計画・認可区域の拡大について



青線が全体計画となっており、黄色着色部が既認可区域となっております。

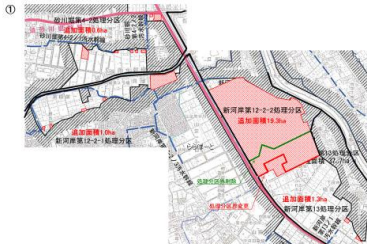
既認可区域は約1223haであり、赤斜線部が追加(計41ha)となっております。

なお、緑で囲んである区域は、既認可区域となりますが、現在事業推進中または事業未着手の区域となっております。

次ページ以降に追加区域の拡大図があります。

## P8 追加区域について（污水）

追加区域について（污水）



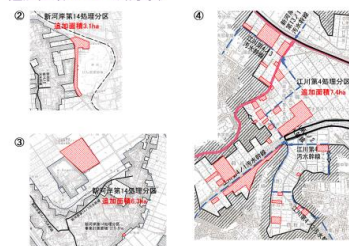
①ららぽーと周辺に位置しますが、ららぽーと東側の新河岸第12-2-2処理分区に追加となる19.3haの区域が上南畑地区の産業団地開発計画区域であり、新河岸第12-2-2処理分区と新河岸第13処理分区の2つの処理分区にまたがるため、現在の処理分区界（緑線）を削除し、南側の赤線への変更が必要となります。

その他の追加区域は県との区域外流入協議により、許可を受け公共下水道に接続済みとなっている区域となります。

なお、区域外流入箇所につきましては、県から認可区域に追加するようご指示いただいております。

## P9 追加区域について（污水）

追加区域について（污水）



②びん沼公園西側に位置しますが、区域外流入許可によって接続済みの区域と現在住宅が立ち並んでいる区域です。

③第2運動公園、④山崎公園やイムス富士見周辺地域となりますが、全て区域外流入許可によって接続済みとなっております。

## P10 追加区域について（污水）

追加区域について（污水）



⑤みずほ台駅南側周辺に位置しますが、全て区域外流入許可によって接続済みとなっております。

①～⑤合わせて、41.0haとなっております。

## P11 ポンプ施設の追加について（雨水）

ポンプ施設の追加について（雨水）



⑥みずほ台駅南側に位置しますが、浸水被害軽減のために柳瀬川第一排水区（集水面積72.4ha）の雨水幹線と柳瀬川の合流点に雨水ポンプ施設を追加するものです。

## P12 今後の予定について

今後の予定について



今後のスケジュールですが、「 都市計画決定」の変更につきましては、都市計画審議会を2回（事前説明・諮問答申）実施し、今年の秋頃に計画変更を完了させたいと考えております。

また、本件に係わる「 事業計画・認可」につきましては、令和4年度中に変更したいと考えております。

次回の下水道審議会につきましては、2回目の都市計画審議会が終わった後の秋口を予定しており、その際に本件をご審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。